

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)

自己株式の取得枠設定に関するお知らせ
(商法第 210 条に基づく自己株式の取得枠設定)

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(社長 西川善文)は、本日開催の取締役会において、商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得枠設定について、平成 17 年 6 月 29 日に開催を予定しております第 3 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、上記提案につきましては、商法第 222 条第 11 項及び第 346 条の規定に基づき各種類株主の承認を得る予定です。

記

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

経営環境に応じた公的資金の機動的な返済等を可能とするため、商法第 210 条の規定に基づき自己株式の取得枠を設定するものであります。なお、実際の自己株式の取得につきましては、早期健全化法等の趣旨に照らし適切に実施していくこととし、当社グループの財務状況等を踏まえ検討していく所存です。

2. 取得枠の内容

以下の種類及び数の株式を、取得価額の総額 3,000 億円を上限に、自己株式として取得するための枠を設定するものです。このうち、第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式につきましては、株主「株式会社整理回収機構」から取得するものであります。

(取得する株式の種類)	(取得する株式の総数)	(取得価額の総額)
普通株式	上限 500,000 株	上限 3,000 億円
第一種優先株式	上限 35,000 株	上限 3,000 億円
第二種優先株式	上限 100,000 株	上限 3,000 億円
第三種優先株式	上限 695,000 株	上限 3,000 億円
合 計	合算上限 1,330,000 株	合算上限 3,000 億円

なお、本件取得枠の設定につきましては、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 3 期定時株主総会及び各種類株主に対し必要とされる手続において、本議案が承認されることを条件とします。また、自己株式の取得期間の始期につきましては、平成 17 年 8 月 1 日いたします。

この「自己株式の取得枠設定に関するお知らせ(商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得枠設定)」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

3. 平成 17 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済普通株式総数（自己株式を除く）	5,869,288.52 株
自己株式数	404,503.97 株

（ご参考）

当社の前記自己株式の取得枠設定に関連し、当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行において、以下を実施する予定です。なお、(1)は(2)の効力が生じることを条件とします。

(1) 自己株式の取得枠設定

当社から自己株式（優先株式）を取得するための枠（取得価額の総額3,000億円）を設定いたします。

(2) 資本準備金の減少（その他資本剰余金への振替）

(1)に伴い、財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保するために、資本金を超過する資本準備金のうち3,449億円を減少させ、その他資本剰余金に振替えることといたします（効力発生日は、債権者保護手続完了後の平成 17 年 8 月上旬の予定）。

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 >
広報部 古館 TEL 03-5512-2678

この「自己株式の取得枠設定に関するお知らせ（商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得枠設定）」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘もしくはそれに類する行為のために作成されたものではありません。